

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	52202101	
事務事業名	情報公開制度運営事務	
予算書の事業名	17. 行政事務関係事業	
事業期間	開始年度	平成10年度
	終了年度	
	当面係属	
業務分類	6. ソフト事業	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	01030100
部名等	企画総務部	
課名等	総務課	
係名等	行政行政係	
記入者氏名	池川 幸博	
電話番号	0765-23-1019	

政策体系上の位置付け	コード2	522011
政策の柱	第5章 《経営戦略プログラム》”市民と行政が一緒に考え、行動するまちづくり”	
政策名	第2節 情報化社会の構築	
施策名	2. 情報公開の推進と個人情報保護の徹底	
区分	情報公開	
基本事業名	情報公開制度の推進	

予算科目	コード3	001020101
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	1. 一般管理費	

◆事業概要 (どのような事業か)				実績		計画		
市政に関する市民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進を図るため、行政文書の開示事務全般に係るルールを定め、行政文書開示請求に関する事務を行う。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)	① 市民	人	46,036	45,562			
	② 情報の開示請求者	② 開示請求件数	件	15	9	20	20	20
		③						
手段	<平成21年度の主な活動内容> 実施機関が保有する行政文書に関して、開示請求があった時点で文書の存否を確認し、開示の可否の判断を行ったうえで、開示事務手続き(若しくは非開示事務手続き)を実施。 *平成22年度の変更点 変更なし	① 開示請求に対する決定件数	件	15	8	20	20	20
		②						
		③						
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 知りたい市政に係る情報の公開を求めることができる。	① 利用したことはないが制度の内容を知っている人の割合(市民アンケート)	%	13.50	16.90	20.00	25.00	30.00
		② 請求に対して適切な対応ができている割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		③ 不服申立件数	件	0	0	0	0	0
その結果	<施策の目指すがた> 市民の知る権利が保障され、市民が市政の運営状況や行政の活動状況について知る機会が十分に確保されるとともに、情報共有を行うことにより、市民との協働のまちづくりが推進される。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 平成10年3月に魚津市情報公開条例を制定した。 その後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月)が制定され、保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないと規定された。 これらを受け、行政情報の透明性を確保し、情報公開の総合的な推進を図るため、平成16年3月に魚津市情報公開条例を全部改正した。		財源内訳	(千円)	0	0	0	0	0
		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	5	0			
		A. 予算(決算)額(①~④の合計)	(千円)	5	0	0	0	0
◆開始時期後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) IT化の成熟により、市政に関する各種情報を容易に取得しやすい環境が整ったことから、市民の求める情報の多様化が進んでいる。 今後、情報公開請求の件数は増加するものと推測できる。 近年、営利目的の情報公開請求が恒常的にあり、これは制度開始当初には想定していなかったことである。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	2	2	2	2
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	60			
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	421	252	0	0	0
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	426	252	0	0	0
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		● 把握している	県内全ての自治体で、情報公開条例は制定済みである。					
		○ 把握していない						

平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 行政と市民の情報共有は、協働のまちづくりに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) ため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 魚津市情報公開条例 (平成16年魚津市条例第7号) ※行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第26条で、地方自治体に対して施策の策定及び実施についての努力義務が規定されている。	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)	
あり	説明 制度の内容を知らない市民の割合は依然として高く、成果向上の余地は多い。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
あり	説明 個人情報保護制度運営事務については、情報公開制度運営事務との関連性が高く、制度の周知や運用面において、共通する部分も多い。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費はほとんどかけていない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最低限の時間・人員で事務を行っている。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地 (過去の見直しや社会経済状況等から)	
特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明 行政文書の写しの提供は、規則に基づき実費相当額を徴収している。
9. 本市の受益者負担の水準 (県内他市と比較し、今後のあり方について説明)	
<input type="radio"/> 高い <input checked="" type="radio"/> 平均 <input type="radio"/> 低い	説明 県内他市と同程度の負担を求めていく。

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)	
<input type="radio"/> 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い <input type="radio"/> 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い <input type="radio"/> 比較的多くの市民などがニーズを感じている <input checked="" type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがある <input type="radio"/> 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある <input type="radio"/> 目的はある程度達成されている <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
<input type="radio"/> 緊急性が非常に高い <input type="radio"/> 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす <input type="radio"/> 市民などのニーズが急速に高まっている <input checked="" type="radio"/> 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい <input type="radio"/> 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input type="radio"/> 適切 <input checked="" type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
2) 今後の事務事業の方向性	
<input type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input checked="" type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input checked="" type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成23年度)	制度の内容の周知に努める。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3～5年間)	営利目的の情報公開請求について、現段階では著しく事務に支障がある状況ではないが、今後の動向次第では、請求を制限する必要がある。 成果の方向性 向上

★課長総括評価 (一次評価)

請求があった場合には、開示の可否の判断を行ったうえで、速やかな開示事務手続き実施に努める。	二次評価の要否
	不要